

R8.1.22 作成時点

マイナンバーカード・署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書が失効するケース

◆有効期限内のマイナンバーカードにおいても、住所・氏名等の変更に伴い、マイナンバーカードや電子証明書が失効することがあります。※マイナンバーカードの再発行は理由により手数料がかかる場合があります。

署名用電子証明書のみ(e-Tax、ふるさと納税、パスポート申請などで利用)

届出事項	失効日	備考
転出	転出予定日以降	署名用電子証明書は住所(転居含む)、氏名等の変更に伴い失効するため、改めて発行手続きが必要となります。
住所(転居)、氏名等の変更	届出日の翌日以降	

マイナンバーカード(署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書含む)

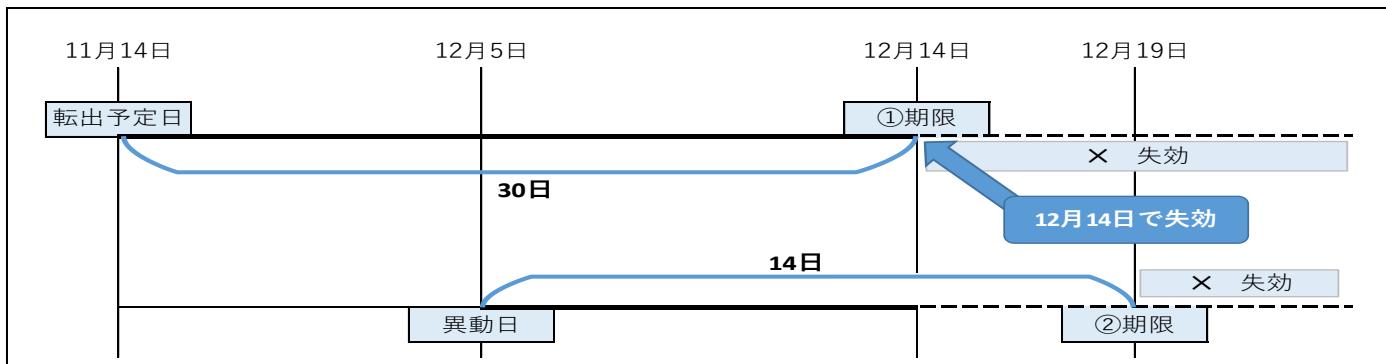
届出事項	失効日
転入	転入届を提出した日から 90 日以内 ※この期間内にマイナンバーカードの継続利用手続をしてください。期間を過ぎると再発行及び手数料が発生します。 前提条件として、以下の期間内に転入手手続きを行っておく必要があります。 ①前市区町村からの転出予定日から 30 日以内 ②浦安市に住み始めた日(異動日)から 14 日以内 ※①及び②の起算日はそれぞれ転出予定日・住み始めた日の翌日となります。 ※上記日数には閉庁日も含まれますが、最終日が閉庁日の場合は翌開庁日まで手続きが可能です。

※住所(転居)、氏名等の変更に伴うマイナンバーカードの券面変更は、各種届出時の手続きをおすすめします。(期限なし)

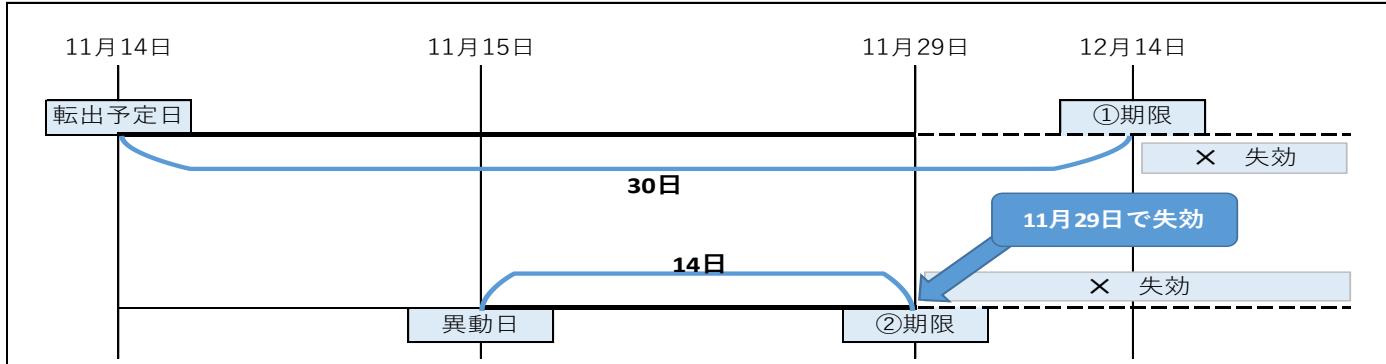
転入手手続きの前提条件の注意事項

前提条件の①転出予定日から 30 日以内②異動日から 14 日以内のいずれか早い期日までに転入手手続き(転入届出)をしないとマイナンバーカード等は失効しますのでご注意ください。

例 前提条件①の期限の方が早いため、12月14 日までに転入手手続きをしないと、マイナンバーカード等が失効するケース



例 前提条件②の期限の方が早いため、11月29 日までに転入手手続きをしないと、マイナンバーカード等が失効するケース



※上記の表では閉庁日は考慮していません